

令和5年度 第3回精華町入札調査監視委員会 議事録

日時	令和5年11月14日(火) 10時15分～11時40分
場所	精華町役場 5階 501・502会議室
出席委員	委員長 大植 辰治(副町長) 副委員長 西島 博一(事業部長) 委員 岩橋 威夫(総務部長)、田中 真人(住民部長)、岩前 良幸(健康福祉環境部長)、山口 治(事業部次長)、浦本 佳行(教育部長)、岩井 博行(消防長)、木村 健司(上下水道部長)
議事概要	1. 開会 2. 抽出案件の検証について 3. その他 次回抽出委員の選出(岩井委員を選出) 4. 閉会
検証対象案件	令和5年7月1日～令和5年9月30日に契約締結された予定価格130万円未満の建設工事及び除草、剪定その他の建設工事に関する業務
抽出案件一覧	【①令和5年度 ほうその保育所床等修繕工事(子育て支援課)】 【②令和5年度 九百石川1号雨水路転倒ゲート改良工事(上下水道課)】 【③精華町打越台グラウンド 夜間照明ランプ交換その他工事(生涯学習課)】 【④令和5年度 祝園西一丁目集会所空調機更新工事(自治振興課)】
検証件数	4件(随意契約4件) ※対象件数15件
委員会意見	委員会において、具申すべき特段の意見等はない。

議事

●検証案件

①令和5年度 ほうその保育所床等修繕工事

意見・質問	回答
・見積書の工事場所が工事概要書と違っているがそういった場合は無効にならないのか。	入札の心得には工事名等に誤りがある場合は不備となると記載があるが、一部の誤字脱字があっても明らかに入札対象工事と認められるものは有効とする。となっています。
・予定価格が非公表の場合は予定価格を上回った場合は失格なのか。	非公表なので失格とは言いにくい。
・ペナルティの観点から失格などの言葉の部分を厳密に定義しないとイケない。	
・積算はどこに頼んだのか。	営繕室です。

②令和5年度 九百石川1号雨水路転倒ゲート改良工事

意見・質問	回答等
-------	-----

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ どのような基準で見積徴取業者を3者に絞ったのか。</li> <li>・ 事前に参考見積は何者としたのか。</li> <li>・ なぜその1者を除いたのか。</li> <li>・ 見積辞退届の辞退理由はどういう意味か。</li> <li>・ 変更契約はあったのか。</li> <li>・ 参考見積のころから金額の変化はあったのか。</li> <li>・ 今回の落札額と見積徴取から除いた1者の見積金額はどれほど差があったのか。</li> </ul>	<p>現地に設置している機械のメーカー、町の受注実績があった会社、参考見積を依頼した1者の計3者を選びました。</p> <p>3者です。そのうち1者を除いて、2者に見積もりを依頼しました。</p> <p>機械の見積もりは出たが、労務の見積もりが出なかったため除きました。</p> <p>既設ゲートのタイプをレバー式からハンドル式に改造する工事であり、施工管理ができないということだと思います。</p> <p>ありません。</p> <p>ほとんど変化はありません。</p> <p>見積徴取を除いた1者が20万円ほど高い金額です。</p>
--	---

③精華町打越台グラウンド 夜間照明ランプ交換その他工事

意見・質問	回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この金額が適正価格かどうかどのように調べたのか。</li> <li>・ 2者以上見積もりを取らなかったのはなぜか。</li> </ul>	<p>参考見積を三幸(株)から取りました。</p> <p>打越台グラウンドの照明の不点灯の部分については、指定管理業務として日常点検があり、電気設備の不具合の状況確認をしたなかで、その</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理業務として年度協定はどのような取り決めになっているのか。</li> <li>・ この修繕は指定管理者ではなく町で行うべきであり、指定管理者で行う理由がないと考えるが。</li> <li>・ 指定管理者は共同企業体なのでその片方を選んだとなると、その業者を単独で選んだという形になる。</li> <li>・ 見積書の宛先について、宛先が精華町長になっていないのと、見積結果につきましても見積金額の内外表記がない。また見積書も、業者名のところに代表者の名前がないので徹底を図ってほしい。</li> </ul>	<p>延長線上で修繕工事となると思い、その仕上げがこの電球交換でした。点検、日常の整備、改修工事を総括的に指定管理業務として委託していました。</p> <p>5万円以下の簡易な修繕については指定管理者で行ってもらっています。</p> <p>雨の時期になるとランプの不点灯が多くなるというのは継続的に三幸(株)のほうから報告は受けていました。ランプ交換だけで改善するのかわからず日常の点検の延長でお願いした形になりました。金額的には1号随契だが業者選定的には三幸(株)に日常点検をして頂いているので、価格面や品質において有利だと考え、6号随契に近いと考えています。</p>
--	---	---

④令和5年度 祝園西一丁目集会所空調機更新工事

意見・質問	回答等
・参考見積はどこからとったのか。	見積依頼した中の2者からとりました。
・管工事と電気工事の登録を両方持っている業者は何者あるのか。	4者です。すべてに依頼しました。
・設計書の品番と実際設置したものと品番が違うが同等品か。	性能比でみて同等品です。
・内訳書が有効かどうかはどこで判断したのか。	参考見積で出た機種と同じだったのでそういう判断をしました。
・内訳書に同等品の記載があればどのように確認するのか、しっかりチェックするのが大事になる。	